

令和 6 年度 第 2 回

国民健康保険運営協議会議案

日時 令和 6 年 1 2 月 5 日（木）
午後 4 時 3 0 分～

会場 恵庭市民会館 中会議室

令和 6 年度 第 2 回
国民健康保険運営協議会次第

1. 開 会

2. 会 長 挨 拶

3. 議事録署名委員の選任

4. 議案等審議

協 議 事 項 令和 7 年度 国民健康保険税率について

5. そ の 他

令和7年度国民健康保険税率について

1. 令和7年度国保事業費納付金の試算結果について

市町村は国民健康保険事業に要する費用に充てるため、国保事業費納付金を北海道に納付します。また、北海道は市町村の国保運営に必要な標準的な保険税率を算定します。

北海道は令和7年度の国保事業費納付金と標準保険税率の仮係数による試算を行い、11月15日に結果が通知されました。

※実際の納付金は、北海道が1月に行う確定係数を基にした本算定で確定します。

(1) 国保事業費納付金の試算結果

区分 \ 納付金額	R6年度確定納付金	R7年度納付金 (仮係数・概算額)	前年度対比
医療分	1,192,509,000 円	1,159,115,000 円	-33,394,000 円
後期高齢者支援金分	325,380,000 円	321,274,000 円	-4,106,000 円
介護分	85,066,000 円	88,454,000 円	3,388,000 円
合計	1,602,955,000 円	1,568,843,000 円	-34,112,000 円

恵庭市が北海道へ納付する令和7年度国保事業費納付金は、総額で「約15億6,884万円」と試算されました。(今年度と比較して約3,411万円の減)

保険給付費の総額は緩やかに減少しているものの、一人当たりの額では大きく増加しており、また高齢化等の影響によって被保険者数も大幅に減少している状況ですが、「前期高齢者交付金」の大幅な増加や、「後期支援金」「介護納付金」の精算に伴う減が見込まれていることから、納付金の全体額としては減額となりました。

(2) 標準保険税率の試算結果

		現行税率	標準保険税率	現行税率との差	標準保険税率 (市町村算定方式)	現行税率との差
医療分	所得割	9.38%	8.56%	-0.82%	8.80%	-0.58%
	均等割	26,800 円	28,560 円	1,760 円	27,438 円	638 円
	平等割	25,900 円	28,348 円	2,448 円	25,770 円	-130 円
後期高齢者支援金分	所得割	2.95%	2.56%	-0.39%	2.72%	-0.23%
	均等割	8,600 円	8,997 円	397 円	8,644 円	44 円
	平等割	8,100 円	8,930 円	830 円	7,913 円	-187 円
介護分	所得割	2.35%	1.97%	-0.38%	2.23%	-0.12%
	均等割	9,100 円	9,005 円	-95 円	9,250 円	150 円
	平等割	5,600 円	7,063 円	1,463 円	5,657 円	57 円
応能割・応益割		48:52	44:56		48:52	

※標準保険税率… β 値(48:52)で計算

※標準保険税率(市町村算定方式)…恵庭市独自の賦課限度額等に基づいて算定

2. 令和7年度国民健康保険税率について

現行税率と標準保険税率を基に、社会保険加入要件の拡大による国保加入者の更なる減少や、個人所得の変化など、不確定な要素も見込んで、令和7年度国保税の賦課総額を試算比較したところ、約1,387万円の増額と見込みました。次年度においては税率改正を行わなくても、現行税率で国保事業費納付金を納付できる見込みであることや、今後の基金活用方針に基づいた取り組みを行うために必要な税収は確保できるものと考えます。

(1) 令和7年度賦課総額の推計

	現行税率	標準保険税率 (市町村算定方式)	標準保険税率との差
医療分	944,566,347 円	937,804,281 円	6,762,066 円
後期高齢者支援金分	300,265,723 円	292,859,816 円	7,405,907 円
介護分	81,888,428 円	82,180,502 円	-292,074 円
合計	1,326,720,497 円	1,312,844,599 円	13,875,898 円

3. 保険税課税限度額の改定案について

課税限度額は国の定める法定課税限度額の範囲内で市町村が決定することとなっています。令和6年3月31日に地方税法施行令が改正され、令和6年度からの法定課税限度額は、後期高齢者支援金が22万円から24万円に2万円引き上げられ、医療分及び介護支援分は据え置かれました。恵庭市では、国の1年遅れで改定を行っているため、令和7年度において、令和6年度法定課税限度額に改定を行うものです。

(1) 改定の影響(令和6年9月末時点のデータから推計)

後期高齢者支援分	R6限度額	R7限度額	差(R7-R6)
課税限度額	22 万円	24 万円	2 万円
限度額超過世帯数	90 世帯	81 世帯	-9 世帯

※医療分の限度額65万円、介護保険分の限度額17万円は変更なし

(2) 改定により見込まれる課税増加額(令和6年9月末時点のデータから推計)

後期高齢者支援金分	1,620,000 円
-----------	-------------

(3) 課税限度額を超過する所得の目安

後期高齢者支援金分		R6限度額	R7限度額
1人世帯	所得	7,321,520 円	7,999,490 円
	収入	約 9,460,000 円	約 10,220,000 円
2人世帯	所得	7,030,000 円	7,707,960 円
	収入	約 9,140,000 円	約 9,890,000 円
3人世帯	所得	6,738,470 円	7,416,440 円
	収入	約 8,820,000 円	約 9,570,000 円

※収入欄は給与収入換算額

※R7年度の保険税率で算出した場合に限度額を超過する所得額

●都道府県化による**国保納付金**のしくみ（医療分の例）

① 北海道全体で必要な納付金額		
約902億円		
 応能48：応益52に なるよう再計算		
応能	応益	
48%	31%	21%
所得割分	均等割分	平等割分
約433億円	約281億円	約188億円
② 恵庭市で必要な納付金額		
全道に占める所得シェア	全道に占める被保数シェア	全道に占める世帯数シェア
約1.052%	約1.202%	約1.218%
 ①（道総額）から恵庭市の 各シェア率を乗じて再計算		
所得割分	均等割分	平等割分
約4億6千万円	約3億4千万円	約2億3千万円
約10億3千万円		
③ 医療費指数の反映（医療費が高い市町村程、高い割合となる）		
令和6年度から反映させない（ $\alpha=0$ ） ※恵庭市は令和5年度まで医療費が平均値より高かったため、指数の反映によって納付金が増額となっていた。		
④ 端数調整率を反映（全市町村統一）		
約99.9%		
④ 個別歳入・歳出を反映		
+136,598,715円		
⑤ 令和7年度における恵庭市の納付金額		
11億5,911万4,446円		

●都道府県化による**国保標準保険税率**のしくみ（医療分の例）

① 北海道全体で必要な保険税賦課額（市町村個別歳入・歳出反映後）		
約828億円		
 応能48：応益52に なるよう再計算		
応能	応益	
48%	31%	21%
所得割分	均等割分	平等割分
約398億円	約258億円	約172億円
② 恵庭市で必要な保険税収納額		
全道に占める所得シェア	全道に占める被保険数シェア	全道に占める世帯数シェア
約1.052%	約1.202%	約1.218%
 ①（道総額）から恵庭市の 各シェア率を乗じて再計算		
所得割分	均等割分	平等割分
約4億2千万円	約3億1千万円	約2億1千万円
約9億4千万円		
応能	応益	
45%	33%	22%
※注意事項 北海道での計算では保険税賦課総額に対し、応能48：応益52にて計算しているが、その後に市町村毎のシェア率にて各区分の必要額を算出するため、全市町村の応能・応益割比率は一定とならない。 （例）所得シェアが高く、被保険数、世帯数シェアが低い場合は「応能55：応益45」のような比率になる。		
③ 恵庭市の標準保険税率		
所得総額	被保険者数	世帯数
約48億円	約10,862人	約7,391世帯
 ②（恵庭市必要額）から所得総額、 被保険数、世帯数で割り返して再計算		
所得割分	均等割分	平等割分
8.56%	28,560円	28,348円